

## 会 議 概 要

会 議 の 名 称	令和4年 第3回湧別町選挙管理委員会
開 催 日 時	令和4年6月21日(火) 14時50分 開会 15時10分 閉会
開 催 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階 中会議室
出 席 者 名	選管委員 森谷委員長、高橋委員、渋谷委員、西原委員 事務局 石塚事務局長、中川事務局次長、榎本書記
欠 席 者 名	無し
傍 聴 人 の 数	無し
会 議 の 内 容	(1) 委員長挨拶  (2) 議案審議 議案第1号 選挙人名簿の登録者の抹消について 議案第2号 選挙人名簿の登録(選挙時登録)について(参議院議員通常選挙) 議案第3号 選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について 議案第4号 選挙人名簿の登録者の抹消予定者の抹消について  (3) 審議結果 議案第1号から議案第4号まで原案のとおり議決。  (4) その他
会 議 資 料	令和4年第3回湧別町選挙管理委員会議案 ※別冊資料については、個人情報が含まれているため非公開とします。
会 議 録	■ 有 ( <input type="checkbox"/> 全文筆記      ■ 要点筆記 ) <input type="checkbox"/> 無
備 考	

令和 4 年

## 第 3 回 選挙管理委員会 議案

日 時 令和 4 年 6 月 2 1 日 (火) 午後 3 時 0 0 分

場 所 上湧別コミュニティセンター 2 階中会議室

湧別町選挙管理委員会

議案番号	件名	頁数
議案第 1 号	選挙人名簿の登録者の抹消について	1
議案第 2 号	選挙人名簿の登録（選挙時登録）について（参議院議員通常選挙）	2
議案第 3 号	選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	3
議案第 4 号	選挙人名簿の登録者の抹消予定者の抹消について	5

## 議案第1号

### 選挙人名簿の登録者の抹消について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり湧別町選挙人名簿の登録者を抹消する。

#### 記

1	死亡	（公職選挙法第28条第1号）	12人	男	6人
				女	6人
2	転出後4箇月経過者	（公職選挙法第28条第2号）	8人	男	4人
				女	4人

計 20人

抹消者氏名 別冊のとおり

令和4年6月21日提出

湧別町選挙管理委員会  
委員長 森谷重俊

## 議案第2号

### 選挙人名簿の登録（選挙時登録）について（参議院議員通常選挙）

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における選挙時登録日（令和4年6月21日）に次の者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、次のとおり湧別町選挙人名簿に登録するものとする。

#### 記

1 転入者	10人	男	3人
		女	7人
2 新有権者	11人	男	6人
		女	5人

計 21人

登録者氏名 別冊のとおり

令和4年6月21日提出

湧別町選挙管理委員会  
委員長 森谷 重俊

## 議案第 3 号

選挙人名簿に登録されている者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について

令和 4 年 6 月 21 日現在において、湧別町選挙人名簿に登録されている者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

### 記

別紙のとおり

令和 4 年 6 月 21 日提出

湧別町選挙管理委員会  
委員長 森 谷 重 俊

### 参 考

#### 地方自治法

第 7 4 条第 1 項	条例の制定又は改廃請求	50 分の 1
第 7 5 条第 1 項	監査の請求	50 分の 1
第 7 6 条第 1 項	議会の解散請求	3 分の 1
第 8 0 条第 1 項	議員の解職請求	3 分の 1
第 8 1 条第 1 項	長の解職請求	3 分の 1
第 8 6 条第 1 項	主要公務員の解職請求 (副町長、選管委員、監査委員)	3 分の 1

#### 市町村の合併の特例に関する法律

第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	合併協議会設置の請求	50 分の 1
第 4 条第 1 1 項及び第 5 条第 1 5 項	合併協議会設置協議の投票の請求	6 分の 1

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 8 条第 1 項	教育長又は教育委員の解職請求	3 分の 1
------------	----------------	--------

(選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数の告示)

湧別町選挙管理委員会告示第 号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数、並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の6分の1の数、並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年6月21日

湧別町選挙管理委員会

委員長

- |   |                     |        |
|---|---------------------|--------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 143人   |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の6分の1の数  | 1,192人 |
| 3 | 選挙権を有する者の総数の3分の1の数  | 2,383人 |

## 議案第 4 号

### 選挙人名簿の登録者の抹消予定者の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次の者を湧別町の区域内に住所を有しなくなった日後 4 箇月を経過するに至ったときに、湧別町選挙人名簿から抹消する。

#### 記

転出後 4 箇月経過予定者（公職選挙法第 28 条第 2 号）	4 人	男	2 人
		女	2 人

抹消予定者氏名 別冊のとおり

令和 4 年 6 月 21 日提出

湧別町選挙管理委員会  
委員長 森 谷 重 俊

#### 理由

他の市町村へ転出後 4 箇月が経過した者については、4 箇月経過後において選挙管理委員会を開催し、選挙人名簿から抹消する旨の議決を行うのが原則であるが、公示日の翌日から選挙の期日までの間に 4 箇月が経過する者については、期日前投票所又は投票所の投票開始時刻前に毎日委員会を開催し、抹消の議決を行わなければならないことになるため、総務省通達に基づき、未だ 4 箇月を経過していない者について、4 箇月を経過するに至ったときに選挙人名簿から抹消する旨の議決を行うものであり、当該議決の効果は、当該 4 箇月を経過するに至ったときに生じるものである。



○今後の会議日程について

・令和4年 第4回選挙管理委員会

- (1) 開催日時 令和4年6月22日(水) 午後5時15分
- (2) 開催場所 上湧別コミュニティセンター 2階中会議室
- (3) 予定案件 参議院選挙区選出議員選挙における投票記載所の氏名等の  
掲示の掲載順序の決定について

・令和4年 第5回選挙管理委員会

- (1) 開催日時 令和4年7月7日(木) 午後5時15分(予定)
- (2) 開催場所 湧別町役場上湧別庁舎 2階会議室
- (3) 予定案件 参議院議員通常選挙における開票立会人の決定について  
※開票立会人が10名を超えない場合は開催しません

・参議院議員通常選挙 投開票日 令和4年7月10日(日)

・令和4年 第6回選挙管理委員会

- (1) 開催日時 令和4年9月1日(木) 午前9時00分(予定)
- (2) 開催場所 上湧別コミュニティセンター 2階中会議室
- (3) 予定案件 定時登録について